教　育　庁

No.　12

| 制　度　名 | 公立社会教育施設災害復旧費補助金 | 主管課名 | 生涯学習課<br>管理 G |
|---|---|---|---|
| | | 問合せ先 | 029-301-5313 |
| 目的・趣旨 | 激甚災害を受けた公立社会教育施設の災害復旧事業に対する補助 | | |

〔対象団体〕
「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）第 3 条第 1 項に規定する特定地方公共団体（市町村）

〔対象事業〕
公立社会教育施設に係る災害復旧事業

（対象施設）
公民館，図書館，体育館，運動場，水泳プール，博物館，青年の家，視聴覚センター，婦人教育会館，少年自然の家，地域改善対策集会所，柔剣道場，文化施設，相撲場，漕艇場，生涯学習センター
その他，文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設

〔補助要件等〕
① 激甚法第 2 条第 1 項の激甚災害として指定されること。
② 政府のとるべき措置として，激甚法第 16 条の適用が政令で指定されること。
③ その施設の設置者である地方公共団体が，特定地方公共団体として指定されること。

〔対象経費〕
公立社会教育施設の用に供されている，建物，建物以外の工作物，土地及び設備に係る復旧費（工事費及び事務費）

〔補助限度額等〕
一つの公立社会教育施設ごとに復旧事業費が 60 万円未満の事業は対象としない。

〔経費負担割合〕

| 区　　分 | 国 | 県 | 市町村 | その他 |
|---|---|---|---|---|
| 該当市町村 | 2/3 | － | 1/3 | － |

| 〔31 年度当初予算額〕 | 〔31 年度補助対象団体〕 |
|---|---|
| － 千円 | － |

〔備考〕